

処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらイルミナル（以下「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算」という。）および福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する、処遇改善加算金（以下「処遇改善加算金」という。）、特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める処遇改善加算金および特定加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 処遇改善加算金および特定加算金支給額は、加算見込額の範囲内において法人が定める額とする。

(支給)

第4条 処遇改善加算金および特定加算金の支給は、毎月の給与支給日に手当として給与に上乗せして支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善加算金および特定加算金の支給は、給与および賞与の算定期間に在籍している者を対象とする。

(その他)

第6条 この規程は、処遇改善加算制度および特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

第2章 遊牧舎

(処遇改善加算)

第7条 対象の世話人、生活支援員に対して、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を6月、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を12月にそれぞれ賞与として支給する。

(特定加算)

第8条

(1) 経験・技能のある障害福祉人材の基準

勤続10年以上の介護福祉士を有した生活支援員とする。

(2) 特定処遇改善加算の額

経験・技能の在る障害福祉人材に月額15,000円を支給する。他の障害福祉人材に月額8,000円を支給する。

第3章 アクティビティサポートセンターゆい

(処遇改善加算)

第9条 対象の生活支援員に対して、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を6月、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を12月にそれぞれ賞与として支給する。

(特定加算)

第10条

(1) 経験・技能のある障害福祉人材の基準

社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士の資格を所持したサービス管理責任者、生活支援員とする。

(2) 特定処遇改善加算の額

経験・技能の在る障害福祉人材に月額18,000円を支給する。他の障害福祉人材に月額9,000円を支給する。

第3章 地域活動支援センターこまつがわ

(処遇改善加算相当額)

第11条 対象の生活支援員に対して、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を6月、基本給の1.12ヶ月分にあたる金額を12月にそれぞれ賞与として支給する。

(特定加算相当額)

第10条

(1) 経験・技能のある障害福祉人材の基準

勤続10年以上の介護福祉士を有した生活支援員とする。

(2) 特定処遇改善加算の額

経験・技能の在る障害福祉人材に月額14,000円を支給する。他の障害福祉人材に月額7,000円を支給する

附 則

この規程は、平成31(令和元)年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年12月1日より一部改訂して施行する。